
第74号 2022年11月15日

税制懇ニュース

発行所
全国税制懇話会
〒169 東京都新宿区百人町1-16-18
-0073 センチュリービル2F
東京税財政研究センター内
☎03(3360)3871 FAX03(3360)3870

コロナ禍で“ギヤ”を入れ直し 税制懇三役会議で決意

12月7日にはズーム講演(ハラスメント問題)
来春4月16-17日には全国研究集会・総会

深刻な事態続くコロナ禍

中国の武漢に始まった新型コロナウイルスの感染が、世界的に猛威をふるい始めてから、3年近くの年月が経過。今年の冬は、コロナ禍とインフルエンザのダブル流行が懸念されています。しかし、政府・行政側は、予防接種をPRする程度で、医療及び支援策等の面では、「各人まかせ」といっても過言ではありません。結果、日本国内のコロナ新規感染者数は米国をしのぎ世界一で、医療体制のひっ迫する日本にとって、極めて深刻な事態が続いています。



小田川理事長

12月7日に「ハラスメント講演」(ズームのみ)

税制懇は、こうしたコロナ情勢に戸惑いながらも、10月21日に三役会議を開催。当面の活動計画を確認するなど、再度、ギヤを入れ直す決意を固めました。本年四月の青山学院大三木義一名誉教授の講演(税のタブーを考える:59名)に続いて、①12月7日には、税理士事務所などでのハラスメント問題をテーマにした「全国ズーム講演」(ズーム講演の詳細は2面)を行ないます。②来春4月16-17日(日・月)には総会を兼ねた、念願の全国研究集会を東京都心のホテルで行うことを決めました。

3年半ぶりの対面、4月に全国研究集会開催

来春予定される全国研究集会は、ホテル側と一体

2023年春季全国研究集会の開催要領 (リアル参加方式で行います)

- 日時** 2023年4月16-17日(日・月)
初日開会 午後1時より
- 場所** (宿泊地) KKR ホテル東京
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1
電話 03-3287-2921
- 費用** 未定(懇親会の開催等が未定のため)
- 日程** ■4月16日(日)
12時~: 受付開始
1時~5時: 総会・講演・会員報告
■4月17日(月)
9時~12時: 講演・討論
12時: 閉会

詳細は在京理事会・三役会議等で詰めるので、2023年1月下旬発行の「税制懇ニュース」でお知らせします。

になって、万全の感染防止策を講じた上で、対面方式(リアル参加)で行う予定です。結果、2019年10月20-21日の沖縄集会以来、およそ3年半ぶりの仲間との再会となります。全国研究集会では、中央大学の大瀨名誉教授の講演と合わせ、実施直前のインボイスおよびデジタル化に焦点をあて、税理士としての具体的対応を学びます。講師は岡田俊明会員です(全国研究集会・総会の概要は別項)。

パワハラ、セクハラは自分に関係ない？

～ それは間違いかも知れません ～

まず、ハラスメント講演(ズームのみ)をお聞きください

ハラスメントの学習は絶対必要

「パワハラ、セクハラなど自分には関係ない」と思っていないですか。税理士事務所などで一口にパワハラといっても、業務上の指導なのか、パワハラなのかといった、なかなか難しい問題があります。また、税理士等の上位者が「職員に良かれと思って言ったこと」が、パワハラに該当する場合も考えられます。パワハラだけでなく、セクハラなど様々なハラスメントもあります。

そこで税制懇三役会は、「ハラスメント」問題は、現在の税理士事務所などにとって、喫緊の研修テーマと判断し、講演を企画した次第です。一つ間違えば、職員の心身に大きな打撃を与えるだけでなく、当該税理士及び事務所にとっても大きな問題になります。

この機会に専門家の話をじっくり聞き、ハラスメント問題をしっかり学習しましょう。

ズーム学習会への入室の仕方など

～ハラスメント講演～

ズームによるオンライン講演へのご案内

- ① 日時 12月7日(水) 14時～16時
※13時30分からズーム入室
- ② テーマ ハラスメント問題
- ③ 講師 講師のプロフィール参照
- ④ 受講料 無 料
- ⑤ 申込み 下のQRコードから申し込むか、または、下記メールアドレスに氏名をご記入の上、メールで



お申し込みください。
レジュメを添付した
ズーム研修の招待
メールを返信します。

《zenkokuzeiseikonwakai@gmail.com》

「ハラスメント研修」の講師

本田宗哉先生のプロフィール

- お名前 本田 宗哉(ほんだ そうや)
- 職 業 弁護士
- 学 歴 早稲田大学法学部、中央大学
法科大学院卒業
- 役職等
△中央大学法科大学院実務講師
△公益財団法人東京都柔道連盟 幹事
△日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)
連合会センター事業団

全国税制懇話会 年会費納入のお願い

2022年分の年会費の納入のお願いです。
同封の「振込取扱票」にて振込みをお願い致します。

郵便振替口座 No. 00160-1-547566

注：2022年中に、新規加入された方の
年会費は免除となっております。

<お問合せ先>

〒154-0017 東京都世田谷区世田谷3-22-17
世田谷税経センター内
全国税制懇話会 財政担当 石井 裕二
TEL 03-5451-5321 FAX 03-5451-5323

差押禁止財産を強引に差し押えられた案件 審査請求でたたかい解除を勝ち取る

～滞納相談センターの事例報告～

角谷啓一（東京ブロック）

九州宮崎県からの相談事例。相談者は病弱で、二人の子供の父親（滞納者、46歳）。長男会社員（22歳）、二男高校1年（16歳）の三人家族。相談者は元建設職人で数年前までは一定の収入があったが、現在は病弱で自宅内で写真制作業務を行ない、月額数万円の収入。一家は、ホテル勤務の長男の給与収入を加えて、何とか生計を維持している。

相談者は、建設職人をやめた時点以降、数年間の国民健康保険料を約10万円滞納している。現状では納付資力が皆無の状態、町役場に事情を説明し、少額の分納を求めても、「短期の完納以外は認められない」と、まったく相談に乗ってもらえなかった。

そんな中、令和4年6月のある日、相談者からの電話が鳴った。その内容を聞いて、担当相談員であった私も、ちょっと驚いた。

話の内容はこうだ。当日は、たまたま自宅を不在にしていたところ、留守宅に数名の役場の担当官が、玄関のカギをこじ開け、同行者の内一人を立会人とした上で搜索を実施。写真制作業務に使うカメラ一式を含む15点の動産類を差し押さえた上、その物件を持ち去った（差押物件の引き揚げ）。

この行為自体は現行法上、違法とは言い切れないが、何も不在時に行わなくとも、十分搜索ができたにもかかわらず、あえて、不在時に行なったのは極めて不適切な行為だった。何よりも、差押物件の中に、業務上必要不可欠な「カメラ一式」が含まれており、相談者から解除を強く懇願された。

以後、いろんな問題を省略して「カメラ一式の差押え」問題に絞って話を進める。

口頭で、担当官及び上司に対し、「この差し押さえは国税徴収法75条5項（差押禁止財産）に該当

する違法差押えだから解除しなさい」と求めたが、ラチがあかないので、令和4年7月20日付で審査請求を行なった。争点は、①滞納者が事業をやっていること、②カメラ一式が事業を行う上で必要不可欠な物であるかどうかである。処分庁側は、「写真制作は収入が少なく、申告もしていないから事業として認めがたい」と主張したが、当方は、事後ながら5年分の所得税確定申告及び開業届けを提出し、現に仕事を行なっている事実を説明し、これに反論した。

結果は、審査請求代理人の当方には何も言わずに、処分庁側はこっそり、相談者宅へ職員を向かわせ、「差押解除通知書（令和4年9月14日付）及びカメラ一式（現物）を持参したので、受領書に署名・捺印をいただきたい」と。相談者は「代理人に相談するので、本日は受領出来ない」と拒絶したが、代理人の「これは、当方の勝ちだから、喜んで受け取って下さい」との説明で、カメラは、無事手元に戻った。

町当局のやり方は、ちょっと異常ですが、どうも後ろで県（宮崎県）が「糸を引いている」らしい。この事例は、ほかにもいろいろなことが重なった案件ですが、間もなく、解決が見込まれている。珍しく、審査請求が短期間で勝利・決着したので、ご報告した次第である。



青いちょうちん・赤いちょうちんタクシー 消費税・インボイス（適格請求書）への対応

財務省・タクシー業界 苦肉の奇策

4月26日、参議院財政金融委員会、日本共産党の大門美紀史議員の質問で奇妙な質疑が行われた。2023年10月から始まる消費税のインボイス（適格請求書）制度をめぐる、タクシー業界で起こっている大混乱の実態を追及。

大手タクシー会社は消費税の課税事業者であるが、個人タクシーは消費税の免税事業者であることが多い。個人タクシーを利用した場合に消費税の課税事業者なのか？ or 消費税の免税事業者なのか？ 判別ができない！ — 消費税の免税事業者はインボイス（領収書・適格請求書）を発行できない。・・・当然、利用者（事業者や営業マンが社用で利用し、会社経費にする場合）はインボイス（領収書・適格請求書）を受領しないと消費税の仕入控除が否認される。そこで、会社は社員にインボイス（領収書・適格請求書）の提出を求める。事業者も同様だ。

大門氏が取り上げたのは、個人タクシーのインボイス領収書について・・・消費税の納税を免除されている個人タクシーの運転手は、「インボイス領収書」を発行できない。インボイス領収書を発行できないため、タクシー代を経費で落とす会社員などがインボイス領収書を求めても応じることができず、トラブルにもなりかねないと危惧するものだ。

インボイスを発行するには「適格請求書発行事業者の登録」を国税庁にしなければならない。登録された場合、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録情報を公表する。当然、消費税の免税事業者であっても課税事業者となる。

そこで大門氏は、財務省とタクシー業界が、お客とのトラブルを避けるため、課税事業者は青、免税事業者は赤など、“ちょうちんの色”で区別するよう相談していると指摘。「このようなことをすれば、免税事業者の個人タクシーは排除されていく」と批判した。

消費税法の基本原則を曲げた

インボイス(適格請求書)制度

消費税法

(課税の対象)

第四条 国内において事業者が行った資産の譲渡等・・・には、この法律により、消費税を課する。

(納税義務者)

第五条 事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等・・・につき、この法律により、消費税を納める義務がある。

(小規模事業者に係る納税義務の免除)

第九条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者については、第五条第一項の規定にかかわらず、その課税期間中・・・につき、消費税を納める義務を免除する。以上が消費税法の基本規定である。

再確認すると、

- ・ 国内におけるすべての資産の譲渡、サービスの対価が対象に消費税が課される。
 - ・ 国内で事業を行ったすべての事業者が納税義務者となる。
 - ・ 千万円以下の小規模事業者は、消費税(受領していても)の納税を免除する。
- ということである。

- ・ 国内において行ったすべての資産の譲渡、サービスの提供等の課税取引(非課税取引以外)には消費税が課税される。(消費税不受領<免除>は消費税法違反)
- ・ 国内で事業(課税取引)を行うすべての事業者が納税義務者である。
- ・ 1千万以下の事業者は、消費税の納税を免除する。(消費税を受領していても、納税を免除する・・・法的規定)

今回の消費税法改悪【インボイス(適格請求書)制度】は、この基本規定を根底から覆し、否定する悪法と言わなければならない。

- ・ 消費税は支払っているが、受領した側が消費税を納税していないので、支払った側の支払消費税控除はしない。

- ・ 消費税免税業者であっても、「適格請求書発行事業者の登録」をし、消費税の納税義務を果たせば、消費税事業取引から排除しない。
- ・ 消費税のインボイス（適格請求書）等の保存がなければ、たとえ消費税を支払っても仕入控除はしない。

これは、消費税を支払わない事業者は事業取引から抹殺するということになる。・・・ということになる。

飲食店・1人親方・フリーランスは？

1千万以下の事業者は、飲食店や1人親方、フリーランス等に多い。消費税は受領義務があり、消費税免除（受領しない）は消費税法違反となる。消費税を納税していない（免税事業者）ので「インボイス領収書」を発行できない。

来客、仕事を求めるには「適格請求書発行事業者の登録」をし、消費税の納税義務を果たせばよいが、消費税納税を考えると二の足を踏む。

財務省は、青ちょうちん・赤ちょうちんをお店の前に吊るせというのか？
財務省は、青作業着・赤作業着を着て1人親方作業をしろというのか？

欠陥だらけの 改正消費税法。大蔵省は、税金を取ることにしか考えがない？

～ 以下紙数の都合で割愛させていただきました。～